

生徒心得

みなさんが、学校生活を送るにあたって特に注意してほしい事項を次に記しておきます。

○ 個性の伸長と人格の完成に努める

高等学校の生活は、将来社会人として役に立つ資質を養う大切な時期です。みなさんは学校生活を通して個性をのびし、望ましい人格の形成に努力しましょう。

○ 望ましい人間関係の育成に努める

互いに人格を尊重し、自分の言動に責任をもつこと。また、相互にあいさつをすることは明るい学校をつくり出す基本です。

1. 学校生活について〈基本的生活習慣の確立に努める〉

規則正しい生活習慣を身につけること、特に学習の習慣を身につけることは、高校生活を送る上でとくに大切なことです。そのために、次の事柄をよく守ってください。

(1) 登下校について

- ① 登下校時は制服を着用する。
- ② 欠席・遅刻をする場合は、午前8時30分までに保護者が学校に連絡する。
- ③ 学校遅刻した場合は、生徒指導部に遅刻届を取りに行き、学年室で登校したことを確認後、担任または授業担当者へ提出する。
- ④ 登校後、やむを得ず早退や外出が必要な場合は、担任等の許可を得て、生徒指導部で手続きをおこなう。

(2) 授業及び休み時間について

- ① 各休み時間の間に、次の授業の準備をしておく。
- ② 教室以外での授業や集会等で移動する場合は、休み時間中に移動を済ませる。
- ③ 授業で与えられた課題や宿題にしっかり取り組み、提出期限を厳守する。
- ④ 始業時から終業時までの間は、許可なく校外に出ない。
- ⑤ 保健室で休養した場合は、その旨を担任に報告する。授業に途中で戻る場合は、授業遅刻の届けを生徒指導部で手続きし、授業担当者もしくは担任に提出する。

(3) 考査について

- ① 座席は指定された場所に着席すること。
- ② 教科書、ノート、プリント等は鞆に入れ、廊下へ持ち出す。
- ③ 机の中はすべて空にする。また、机上の落書きは必ず消す。
- ④ 特に指定のない場合を除き、机上には筆記用具、消しゴムのみとする。また、ティッシュを使用する際は、テスト監督の教員に申し出て、事前に許可を得る。
- ⑤ 不正行為や不正類似行為、まぎらわしい行為はしない。
- ⑥ 体調不良等、やむを得ない理由を除き、途中退室は禁止する。
- ⑦ 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチは電源を切り鞆の中へしまう。
- ⑧ 考査発表日から考査最終日の前日まで、アルバイト、自動車学校での教習は禁止する。

(4) 校内生活について

- ① 校内では制服を着用する。
- ② 携帯電話、スマートフォンの使用はマナーを守るとともに、授業中は電源を切り使用しない。
- ③ 自分の持ち物には必ず名前を書き、自己管理を徹底する。
- ④ 貴重品は常に身に付けるか、貴重品袋を利用する。
- ⑤ 学習に不要なものは持ってこない。
- ⑥ 避難経路や避難方法を確認し、緊急の時など迅速・安全に避難できるようにする。
- ⑦ 校舎、校具を大切に使用し、汚したり壊したりしないよう注意する。
- ⑧ 常に整理整頓を心がけ、清掃美化に努める。

(5) 問題行動及びそれに類似する行為<懲戒について>

校内外を問わず、飲酒、喫煙（電子たばこ含む）、喧嘩、暴力や他人に迷惑をかける行為、法律違反は厳禁。その他、窃盗（万引き等）、交通関係等の問題行動など絶対にしない。警察等の補導を受けた場合は必ず学校へ連絡する。なお、これらの行為については学校として特別な指導の対象となる。

① 犯罪行為

万引き、自転車・オートバイ窃盗、占有離脱物横領、強盗、暴行・傷害、恐喝・金品強要、不正乗車、特別法犯、その他刑法犯等

② ぐ犯・不良行為

喫煙、喫煙同席、喫煙具所持、乱暴、器物破損、いじめ（特別指導を伴ういじめ）、暴走行為、家出・無断外泊、怠学、飲酒、喧嘩、暴言、たかり、深夜徘徊、不健全娯楽、迷惑行為等

③ その他

考査不正行為、無断免許取得、無断アルバイト、指導拒否、DV（デートDV）等

2. 校外生活について

本校生徒としての自覚と誇りを持ち、健全な生活を送る。

(1) 生活の基本について

- ① 外出する際は、家族に行き先、用件、帰宅時間を伝える。
- ② 夜間の外出（午後10時から午前5時まで）は青少年健全育成条例により禁止する。（保護者同伴の場合を除く）
- ③ 休日や長期休業中においても、規則正しい生活を心がける。
- ④ 住所変更等、家庭状況に変化があった際は、担任に申し出る。

(2) アルバイトについて

アルバイトは届出制で、アルバイトを行なう必要がある生徒は、担任、クラブ顧問と相談した後、生徒指導部に「アルバイト届」を提出し、次のことを厳守する。

- ① 学校生活に支障をきたさない。
- ② 危険な業務や、アルコール類を主に提供する業務等、高校生が従事するのが不適切であると判断される職種・業務のアルバイトは禁止する。
- ③ 勤務条件（時給・勤務内容等）が法令に反する職種・業務のアルバイトは禁止する。

- ④ 勤務時間は原則、午後8時までとする。
- ⑤ 原則、土曜日・日曜日・祝日・長期休業中に行う。
- ⑥ 考査発表日から考査最終日の前日までの期間は、アルバイトを禁止する。

3. 服装・身だしなみについて

下記の頭髪、服装規定をよく守り、清潔で端整な身だしなみを心がける。

(1) 制服について

- ① 登下校は、学校指定のブレザー、スラックス・スカート（夏用・冬用）、シャツ（長袖・半袖）、ネクタイ・リボン、カーディガンを着用する。
※ネクタイ、リボンについては、長袖シャツ時は必ず着用、半袖シャツ時は自由着用。
※スラックス時はネクタイ、スカート時はリボンを着用する。
- ② 衣替え時期は設けないが、各自が時期や気候等に応じて学校指定の制服を着用する。
- ③ 制服の変形や改造は行わない。
- ④ やむを得ず異装しなければならないときは、生徒指導部に申し出る。

(2) 制服のサイズについて

スラックス	ウエスト……実寸+6cm以内 長さ……床にすらない程度
スカート	長さ……身長を元にした学校基準により決定（ひざ丈程度）
ブレザー・シャツ	身体に適した大きさ

【注意】

- ・不適合なサイズの着用・変形・加工は禁止。変形・加工した場合は各自で、買い直す。
- ・体格により、特別なサイズの物が必要な場合は学校と販売業者に相談の上、バランスのとれたサイズにする。

(3) 着こなし・身だしなみの規定について

スラックス	<ul style="list-style-type: none"> ・ファスナー、ホックをきちんと留めベルトを着用し、採寸時の位置で履く。 ・ウエストの位置を下げたり、裾をまくるような履き方は禁止する。 ・裾がぼろぼろにならないように気をつける。
スカート	<ul style="list-style-type: none"> ・採寸時の位置で履く。（ウエストの高さで履くこと） ・ウエストで巻き上げたり、ベルトで留めて短くしない。 ・下から、ズボン類（ハーフパンツやジャージ等）を見せて履くことは禁止する。
ブレザー	<ul style="list-style-type: none"> ・ボタンを留める。※式典は必ず着用 ・校章をつける。
シャツ	<ul style="list-style-type: none"> ・長袖シャツは第一ボタンを留め、裾をスラックスに入れる。 ・半袖シャツは第一ボタンのみ外してよい。
ネクタイ・リボン	<ul style="list-style-type: none"> ・下へさげずに襟元で締める。 ・スナップ式リボンの装着の位置を変えない。
カーディガン	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のカーディガンのみ着用を認める。 ・腰に巻いて着用することは禁止する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザーの下に、指定外のカーディガンやセーター、パーカーやジャンパー類等を着用することは禁止する。 ・学校指定のカーディガンの中に指定外のカーディガンを二重に着用することは禁止する。
靴下	<ul style="list-style-type: none"> ・スカート時の長さは、くるぶしが必ず隠れる位置から膝下までの長さとする。(指定のハイソックスあり。) ・色については、白、黒、紺、灰色の華美でないもの。 ・靴下をさげて履かない。 ・ルーズソックスは禁止する。 ・防寒用として、黒のタイツ類の着用を認める。
防寒着・防寒具	<ul style="list-style-type: none"> ・防寒着の着用時は、必ずブレザーを着用する。 ・華美でないジャンパー・コート類、マフラー・手袋等の着用を認める。 ・登下校時以外、校舎内では着用しない。 ・革ジャンパー・ジージャン・スカジャン・プルオーバータイプ（パーカー類）は禁止する。 ・ひざ掛けの使用は教室内のみとする。教室移動時に腰に巻いて歩かない。定期考査時の使用は禁止する。
靴	<ul style="list-style-type: none"> ・上履き（スリッパ・体育館シューズ）には必ず記名する。 ・登下校時は、高校生として適切なもの（ローファー、運動靴）を着用する。 ・スリッパ類・スポーツサンダル類は禁止する。
頭髪	<p>※下記のことは禁止、常に清潔を心がける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変形させた髪型。（剃り込み、左右非対称、極端に段差がある髪型など） ・極端に段差がある場合は、段階的な指導により段差が整うよう直していく。 ・染色、脱色をすること。 ・パーマやアイロンをあてること。（自分でパーマのように加工することも含む） ・エクステンションをつけること。 ・装飾品に該当する髪留めやゴムをつけること。
装飾品・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧、カラーコンタクト、アイプチ、まつげエクステンション、マニキュア、付け爪等は禁止する。 ・ピアス・ネックレス・指輪などの装飾品類は禁止する。

4. 通学について <交通安全、生命の尊重に努める>

自転車の乗り方にはとくに気をつけてください。自転車の二人乗り、並進、傘さし運転、無灯火運転、イヤホン装着時の運転や携帯電話を操作しながらの運転は厳禁です。また、バイク、原動機付き自転車などの無免許運転、無許可免許取得などは一切禁止です。

(1) 交通法規・マナーを遵守する。

(2) 自転車通学を希望する生徒は、以下のことを厳守する。

- ① 「自転車通学許可願」を生徒指導部に提出し、生徒指導部が年度初めに実施する自転車点検を受ける。
- ② ①の実施後、生徒指導部が発行するステッカーを通学で使用する自転車に貼る。
- ③ 雨天時は合羽を着用する。
- ④ 防犯登録を行う。

- ⑤ 自転車保険に加入する。
- ⑥ 学校内での駐輪は、指定の場所に施錠（ツーロック）をして停める。
※2023年4月よりヘルメット着用努力義務となりました。

（3）原動機付き自転車による登校について

原動機付き自転車（50cc以下）は、鉄道、バスなどの交通機関及び自転車の利用が不可能な地域からの通学などで、校長が特にやむを得ない事情があると認める生徒に対して免許取得、通学を認める場合がある。

5. 運転免許取得について

（1）普通自動車運転免許について

- ① 在学中は原則、普通自動車運転免許の取得を禁止する。但し、進路が決定している3年生で、自動車学校への入校を希望する生徒は、生徒指導部に「自動車学校入校許可願」を提出し、「自動車学校入校許可書」を受け取る。
- ② 自動車学校への入校は、2学期中間考査後に設定された日以降とし、入校の際は生徒指導部が発行した「自動車学校入校許可書」を自動車学校に提出し、自動車学校から発行された「自動車学校入校報告書」を生徒指導部に提出する。
- ③ 自動車学校の教習は、放課後及び土曜日・日曜日・祝日とする。
- ④ 定期考査発表日から考査終了日の前日までの教習を禁止する。
- ⑤ ④の期間は教習手帳を担任に預ける。
- ⑥ 平日に修了検定や卒業検定を受験する場合は、「修了検定受験許可証」・「卒業検定受験許可証」の発行を、事前に担任に申し出る。なお、受験許可証発行後、学校のある日に、学校に登校せず修了検定や卒業検定を受験する場合は欠席扱いとなる。
- ⑦ 合宿での普通自動車運転免許取得は禁止する。
- ⑧ 就職が決まり職種内容上、準中型自動車運転免許が必要な生徒は、担任に申し出る。

（2）二輪車運転免許について

- ① 在学中は原則、二輪車運転免許の取得を禁止する。ただし、「4. 通学について（3）」で通学を許可された生徒は、生徒指導部で所定の手続きを行った後、原動機付き自転車（50cc以下）のみ、運転免許を取得する。
- ② 二輪車運転免許（50ccを超えるもの）を取得する必要があるなど、正当な理由があると校長が認めた場合は、生徒指導部で所定の手続きを行った後、二輪車運転免許を取得する。